

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 概要版



令和3年3月

今 治 市



# 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 本計画の概要.....	1
2. 基本計画の位置付け.....	2
3. 今治市総合計画等との関係.....	3
4. 計画の期間.....	3
第2章 ごみ処理の現状と課題.....	4
1. ごみ処理フロー.....	4
2. 運営・処理体制.....	5
3. ごみ処理・処分の状況.....	6
4. ごみ処理の課題.....	11
第3章 ごみ処理基本計画.....	14
1. ごみ処理の基本方針.....	14
2. ごみ減量化等目標値の設定.....	15
3. 目標達成に向けた基本方針.....	16
4. その他の計画.....	17



# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 本計画の概要

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちの生活が豊かになるとともにごみは質的に多様化し、その排出量は増加しつづけ、適正処理の困難さや最終処分場の確保の難しさ、市町村財政の逼迫等の地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題にも影響を及ぼしています。

そこで、これらの問題を解決するため、使い捨て社会のあり方（システム）やライフスタイルを見直し、資源を大切にするとする循環型社会を形成するための取組が活発に進められているところです。

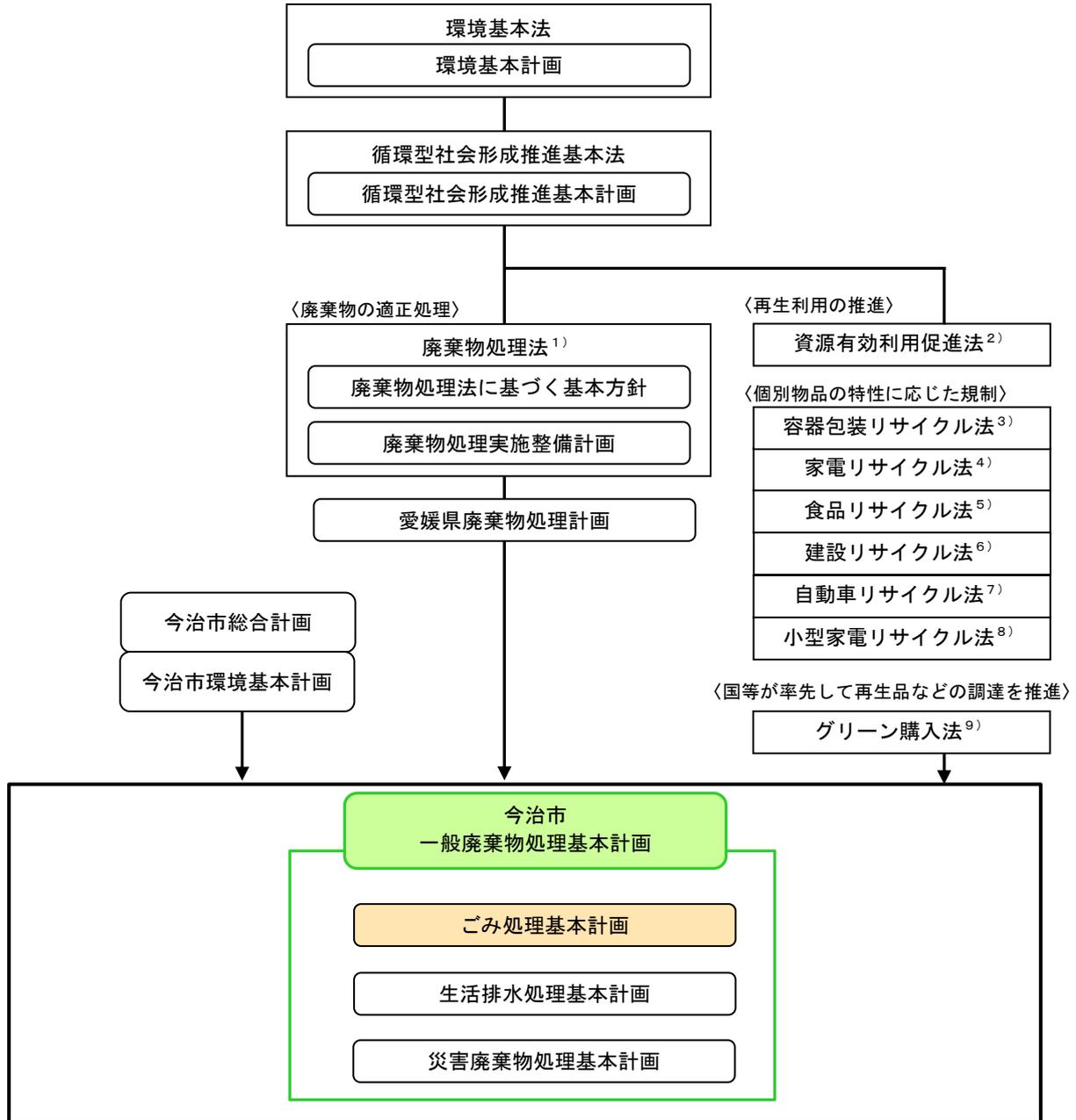
今治市（以下、本市）においては、排出抑制やリサイクルによってごみの減量化を図り、本市の実状に即した循環型社会の実現を目指すとともに、資源として有効利用できないごみについては環境負荷の低減に配慮しつつ、適正かつ効率的に処理することを目的として、「今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画平成29年4月（以下、前計画）」を策定しました。

また、平成30年の今治市クリーンセンター（以下、バリクリーン）稼働に伴い、本市の中間処理は一元化されました。バリクリーンは今治モデル（21世紀のごみ処理施設）として「安全・安心で人と地域と世代をつなぐ今治市クリーンセンター」を基本コンセプトに掲げています。新たなごみ処理施設のもと、これまで以上に市民・事業者・行政が一体となり、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めていくことが重要です。

このため、今回策定する「今治市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、本計画）」では前計画の目標達成状況の分析を基に、新たな施策を設定し、「今治モデル」として新しい計画を策定することとします。

## 2. 基本計画の位置付け

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定により策定するものです。本計画は今治市における一般廃棄物（ごみ）処理事業の基本方針を示すものとなります。本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりです。



- 注 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
 2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」  
 3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」  
 4) 「特定家庭用機器再商品化法」  
 5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」  
 6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」  
 7) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」  
 8) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」  
 9) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

図 1-1 基本計画の位置付け（本計画と他の計画との関係）

### 3. 今治市総合計画等との関係

第2次今治市総合計画 基本構想（平成28年度～令和7年度）では、「ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」と、本市の将来像が掲げられています。

後期基本計画（令和3～7年度）では、循環型社会の実現に向けて市民や事業者、団体、行政など多様な各種主体が協力の下、廃棄物の適正な排出等による資源循環を推進することとしています。

第2次今治市環境基本計画（平成31年度～令和10年度）では、「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち 今治市」を将来の環境像として掲げ、国の「第五次環境基本計画」においても言及されている「SDGs※」の各目標の達成や、「環境負荷の低減」と「経済の好循環」の両輪が実現するまちづくりを進めるよう、種々の環境施策を展開することとしています。

※SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称

2015年の国連サミットにて定められた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和17年度までの15年間とします。また、計画は5年ごとに進捗状況の評価や目標の見直しを行うものとします。

# 第2章 ごみ処理の現状と課題

## 1. ごみ処理フロー

令和2年度現在の主なごみ処理の流れは、図 2-1 に示すとおりです。

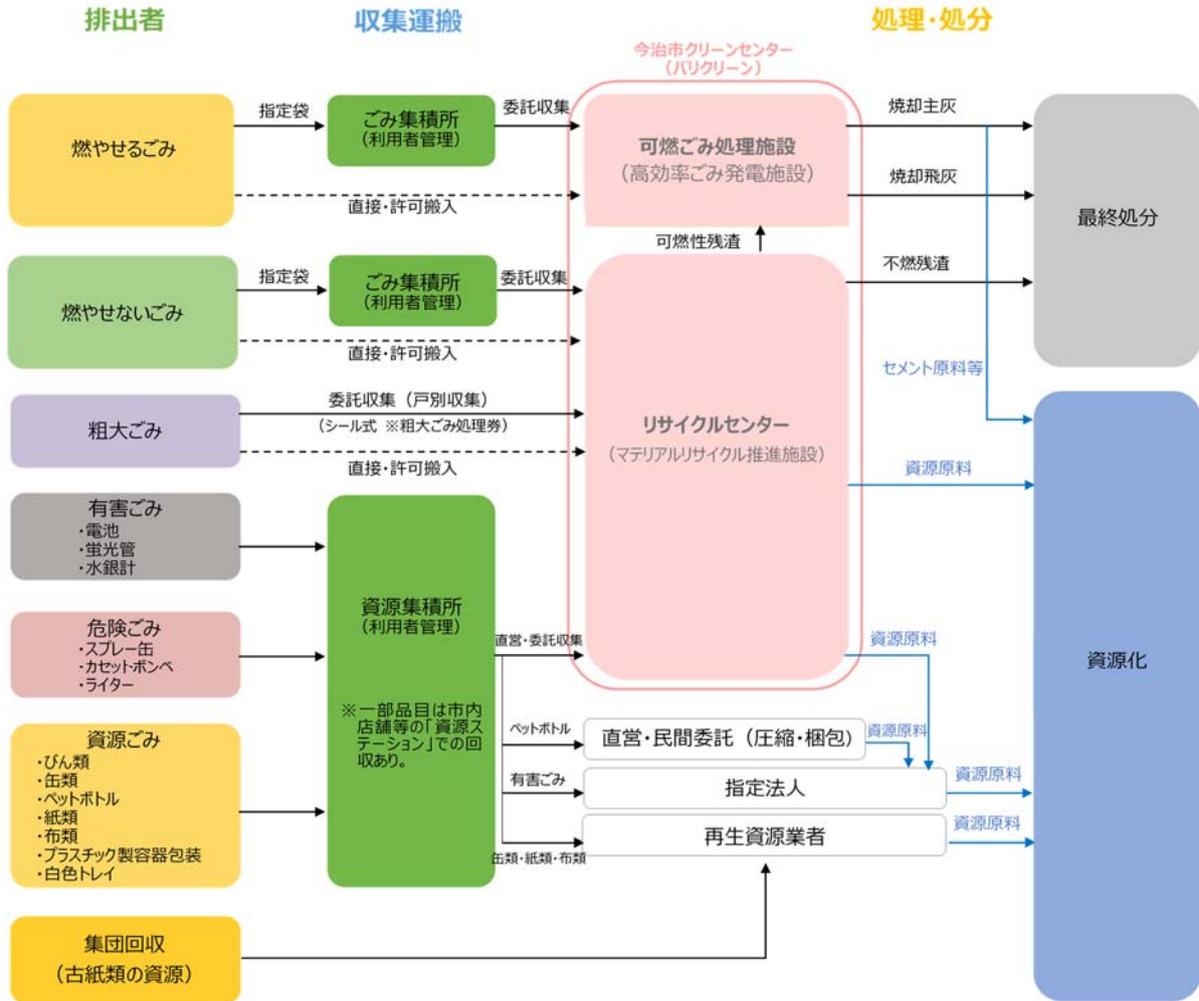


図 2-1 ごみ処理の流れ

## 2. 運営・処理体制

現在の運営・処理体制は、表 2-1 及び表 2-2 に示すとおりです。

表 2-1 運営体制

区 分		体 制	運 営
収集・運搬			直営・委託
中継施設	大島中継センター		直営
	伯方中継センター		直営
	大三島中継センター		直営
中間処理	今治市クリーンセンター（バリクリーン）		委託
最終処分	今治一般廃棄物最終処分場		直営（搬入停止）
	波方一般廃棄物最終処分場		委託
	大島一般廃棄物最終処分場（泊）		直営

※令和 2 年度現在

表 2-2 処理体制

区域名	中間処理施設	処理・処分先
陸地部 大島 伯方 大三島	今治市クリーンセンター （バリクリーン）	焼 却 灰：波方一般廃棄物最終処分場 民間業者 不燃残渣：民間業者 資 源 物：再資源化業者 ガレキ類：波方一般廃棄物最終処分場 大島一般廃棄物最終処分場（泊）
関前	広島県呉市に委託	

※令和 2 年度現在

### 3. ごみ処理・処分の状況

#### 1) ごみの排出量

本市におけるごみ排出量の推移を図 2-2 に示します。た、家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量原単位（1人1日当たりのごみ排出量）の推移を図 2-3 に示します。令和元年度に排出されたごみ（資源ごみ、集団回収量含む）は約 57,900 t/年で、人口が減少していることもあり、ごみ排出量全体としては減少傾向を示しています。一方、1人1日当たりの総ごみ排出量（集団回収除く）は平成 29 年度以降増加傾向を示しています。

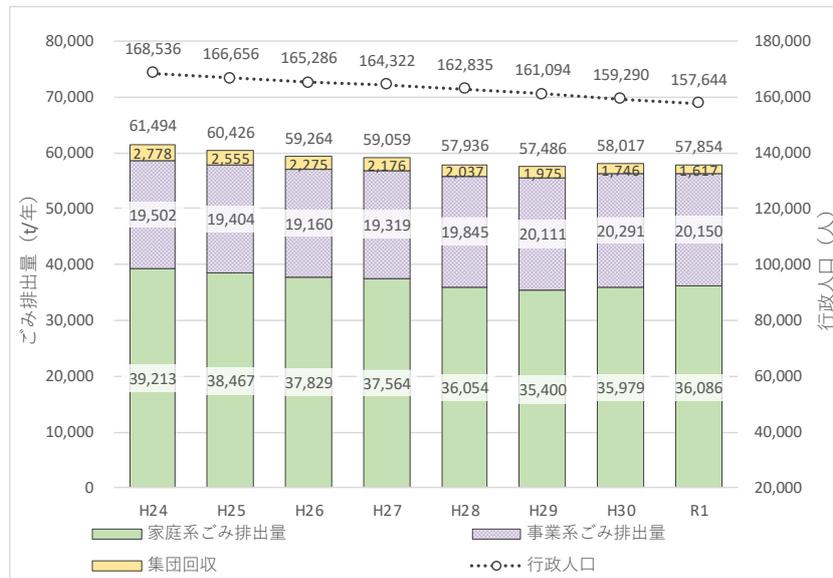


図 2-2 ごみの排出量の推移



図 2-3 1人1日当たりの総ごみ排出量の推移

## 2) リサイクル

本市における年度別のリサイクル量を表 2-3 に示します。リサイクル量は減少傾向で、令和元年度における本市のリサイクル量は 9,051 t/年です。平成 30 年のバリクリーン稼働に伴い、スラグ化を行わず処理の一元化を実施したことにより一時的にリサイクル量は減少しましたが、焼却灰のセメント原料化を増量して対応しています。

リサイクル量及びリサイクル率の推移を図 2-4 に示します。令和元年度における本市のリサイクル率は 15.6%であり、平成 26 年度以降減少傾向であったものの、平成 30 年度から 1.2%増加しています。

表 2-3 年度別リサイクル量

単位：t/年

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直接資源化量 <sup>※1</sup>	7,583	7,255	6,502	6,126	5,798	5,435	4,044	3,868
処理後再生利用量 <sup>※2</sup>	2,022	1,950	1,912	1,877	1,733	1,846	2,113	2,184
セメント原料化 <sup>※3</sup>	620	1,060	1,191	1,190	1,194	1,185	2,197	2,999
スラグ化 <sup>※4</sup>	706	701	610	695	790	667	0	0
リサイクル量合計	10,931	10,966	10,215	9,887	9,515	9,132	8,354	9,051
リサイクル率 (%)	17.8	18.1	17.2	16.7	16.4	15.9	14.4	15.6

※1：古紙、古布、ペットボトル、缶類、有害ごみ、危険ごみ、集団回収の合計。ただし、平成 24 年度は RDF 量を含む。

※2：燃やせないごみや粗大ごみなどリサイクルセンターに搬入されたもののうち、破砕処理等を経てリサイクルされた量

※3：焼却灰をセメントの原料として再利用している量

※4：軟質プラスチック等を土木資材等、リサイクル可能なスラグとして再利用している量

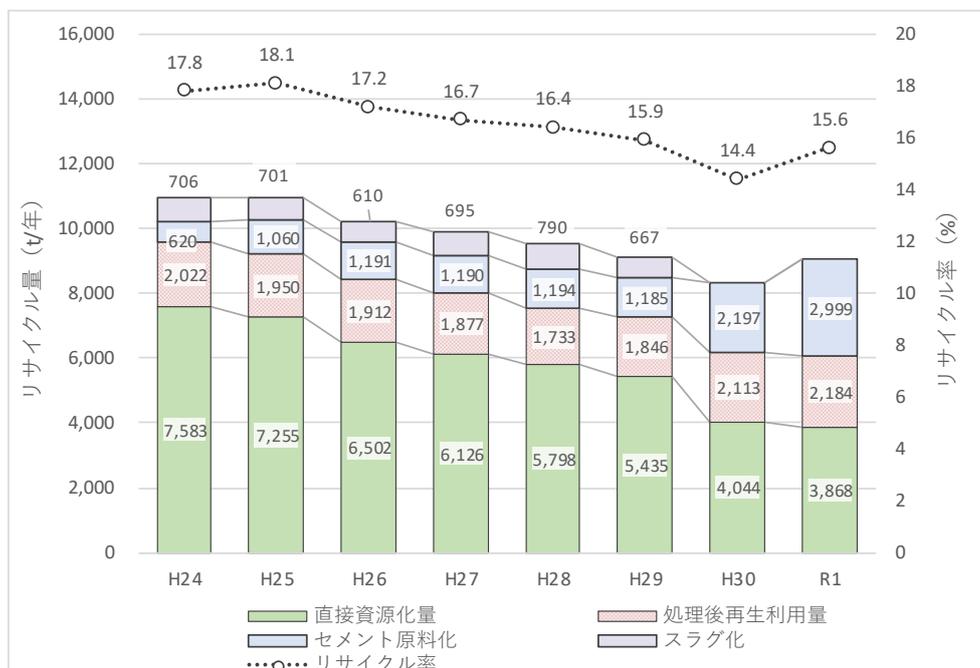


図 2-4 リサイクル量及びリサイクル率の推移

### 3) 焼却処理

本市における年度別の焼却処理量を表 2-4 に、その推移を図 2-5 に示します。可燃ごみはバリクリーンに搬入され、資源物として再利用できるものを回収した後、焼却処理をします。また、リサイクルセンターで破碎された燃やせないごみや粗大ごみのうち、可燃性のものについても同様に焼却処理しています。

平成 30 年度以降、軟質プラスチックの分別を廃止し、資源化できないプラスチックは焼却処理によりエネルギー回収を行うこととなりました。そのため、平成 30 年度以降焼却処理量は増加し、令和元年度は約 49,600t/年を処理しています。

表 2-4 年度別焼却処理量

単位：t/年

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	43,755	43,061	42,614	42,558	41,994	42,930	47,837	48,483
うち、資源物として回収	2,222	2,212	2,120	2,088	2,038	1,717	101	90
焼却対象可燃ごみ	41,533	40,849	40,494	40,471	39,955	41,212	47,736	48,392
可燃性残渣	1,974	2,071	2,466	2,689	2,737	2,184	2,162	1,170
焼却量	43,507	42,920	42,960	43,159	42,692	43,396	49,897	49,562

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

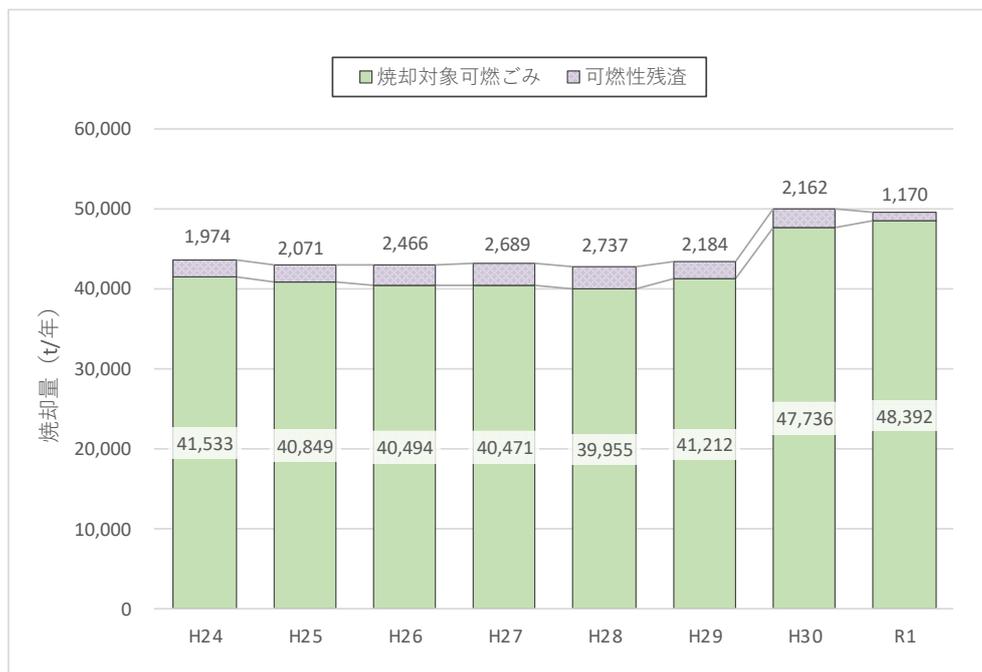


図 2-5 年間焼却処理量の推移

## 4) 最終処分

本市における年度別の最終処分量を表 2-5 に、その推移を図 2-6 に示します。平成 30 年度のバリク  
リーン稼働後は焼却量が増加した影響により焼却灰の量が増えましたが、積極的なセメント原料化により、  
令和元年度の最終処分量は約 4,300t/年と平成 30 年度と比較し減少しています。また、最終処分率は  
7.5%であり、十分低い値となっています。

表 2-5 年度別最終処分量

項 目	単位：t/年							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
直接最終処分量	342	269	347	348	347	450	547	417
不燃残渣	5,624	5,628	5,211	5,259	5,000	3,909	818	738
焼却灰	4,330	3,936	3,930	3,845	3,592	2,989	4,146	3,188
最終処分量合計	10,296	9,834	9,488	9,452	8,938	7,348	5,510	4,343
最終処分率 (%)	16.7	16.3	16.0	16.0	15.4	12.8	9.5	7.5

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

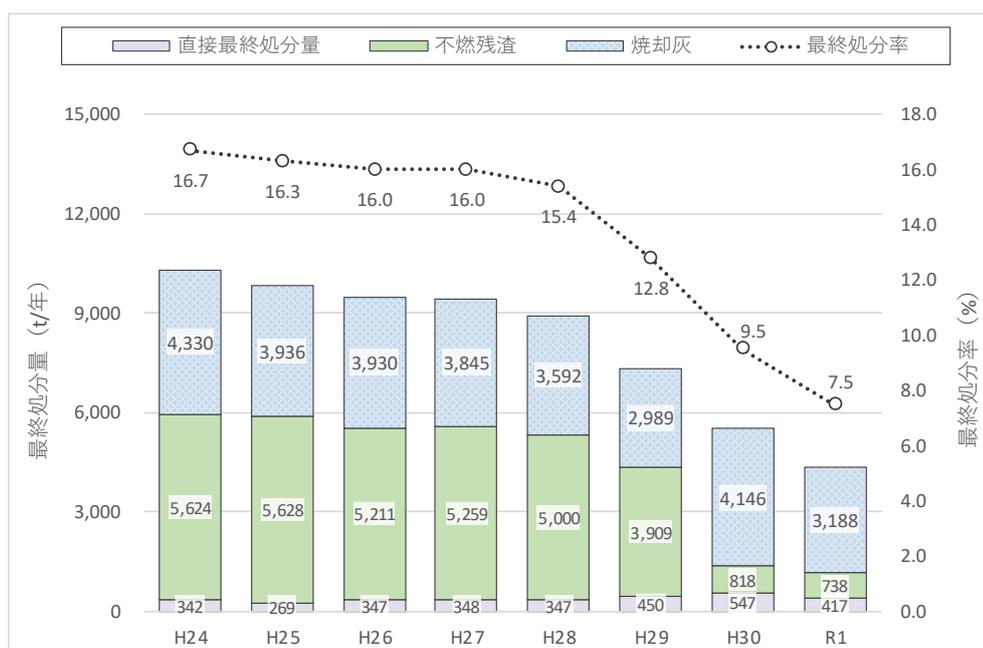


図 2-6 最終処分量及び最終処分率の推移

## 5) ごみ処理に係る経費

本市における年度別のごみ処理経費を表 2-6 に、その推移を図 2-7 に示します。バリクリーン稼働に伴い中間処理費は大幅に削減されました。また、平成 30 年度における収集・運搬費は中間処理費と同等となっています。また、市民 1 人当たりのごみ処理経費は年間 10,485 円となっています。

表 2-6 年度別ごみ処理経費

単位：千円

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
行政人口（人）	168,536	166,656	165,286	164,322	162,835	161,094	159,290
収集・運搬	544,346	521,042	570,259	593,820	599,182	585,033	631,897
中間処理	1,261,837	1,306,123	1,307,076	1,283,802	1,244,092	1,035,980	700,828
最終処分	65,145	64,098	71,514	76,194	76,155	77,445	75,827
その他	452,541	448,024	485,017	470,556	442,409	441,833	261,644
合計	2,323,869	2,339,287	2,433,866	2,424,372	2,361,838	2,140,291	1,670,196
1人当たり 処理経費（円/人）	13,789	14,037	14,725	14,754	14,504	13,286	10,485

資料：「環境省一般廃棄物処理実態調査」、平成 30 年度のみ今治市資料

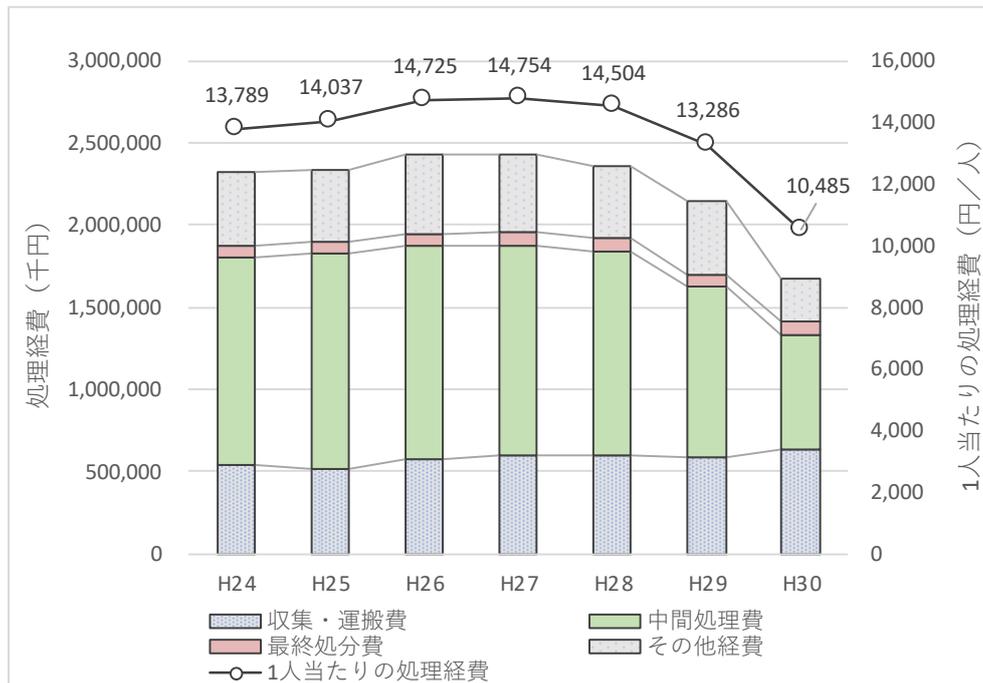


図 2-7 ごみ処理経費の推移

## 4. ごみ処理の課題

### 課題1 ごみの排出抑制について

愛媛県内における比較では、1人1日当たりごみ排出量は平均よりも高い値となっており、継続してごみ減量等の取組が必要です。

燃やせるごみの中で一番多く含まれている紙類の多くは資源ごみとして排出可能なものもあり、分別率の向上等によってごみ減量が可能と考えられます。また、生ごみの80%以上は水分となっていることから、水切り等による減量も有効な取組です。生ごみについては食品ロスの削減によりさらなるごみ減量に取り組む必要があります。

事業系ごみについては、平成24年度以降横ばい、もしくは微増となっており、事業系ごみの排出抑制対策が必要となります。

### 課題2 リサイクルについて

本市のリサイクル率は15.6%（令和元年度）であり、平成30年度の類似自治体平均17.5%や同年度愛媛県平均の16.5%を下回っています。前計画におけるリサイクル率の目標は27%となっており、その目標と比較しても今後の達成は厳しい状況となっています。

バリクリーン稼働前は軟質プラスチックのスラグ化や伯方地域における固形燃料化によってリサイクル率の向上に努めていましたが、現在はバリクリーンにおいて発電を行い、エネルギーを有効活用する方針としています。

また、家庭系ごみの組成調査結果をみると、依然として燃やせるごみ・燃やせないごみの中に分別がされないまま紙類、びん類、缶類、ペットボトル等の資源が混入して排出されていることから、分別排出の徹底を図る必要があります。

以上より、リサイクル率については、現在の処理フローを考慮した新たな目標を設定する必要があります。

### 課題3 収集・運搬体制について

ごみの収集・運搬体制については、現状を十分に分析し、より効率的で効果的な体制づくりの構築が求められます。特に、本市の地域特性の一つでもある島しょ部における収集・運搬体制の検討が必要です。

また、年々高齢化が進む中、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯が増加することが想定されます。こうした高齢化社会に対応した施策の検討が必要となっています。

### 課題4 中間処理について

バリクリーンの稼働により、新たな処理施設の整備という課題は解消されました。今後は適正処理のため、施設の維持管理に努めていくとともに、より一層処理コスト削減に向けて取り組む必要があります。

### 課題5 最終処分について

現在、本市の供用中の最終処分場は2施設ですが、その残余容量は年間の最終処分量に対し非常に少なく、焼却残渣並びに不燃残渣のほとんどは、民間事業者へ委託して処理・処分している状況です。

一般廃棄物の処理については、行政区域内で完結させることが原則とされており、ごみの排出抑制、再利用、再生利用を適正に実施し、最終処分する残渣の量を極力減らす施策を講じた上で、新たな最終処分場の整備について総合的に検討していく必要があります。

# 1) ごみの排出量の予測結果

## (1) 現状推移による予測結果

家庭系ごみ及び事業系ごみの予測結果を表 2-7 に示します。将来のごみ排出量は、令和元年度実績の 57,854t/年から令和 17 年度は 49,184t/年になると予測されます。

表 2-7 ごみ排出量の予測結果（現状推移）

	R1 実績	R17 推計 【計画目標年次】
人口（人）	157,644	128,256
家庭系ごみ（t/年）	36,086	28,391
事業系ごみ（t/年）	20,150	20,150
集団回収（t/年）	1,617	643
合計（t/年）	57,854	49,184

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

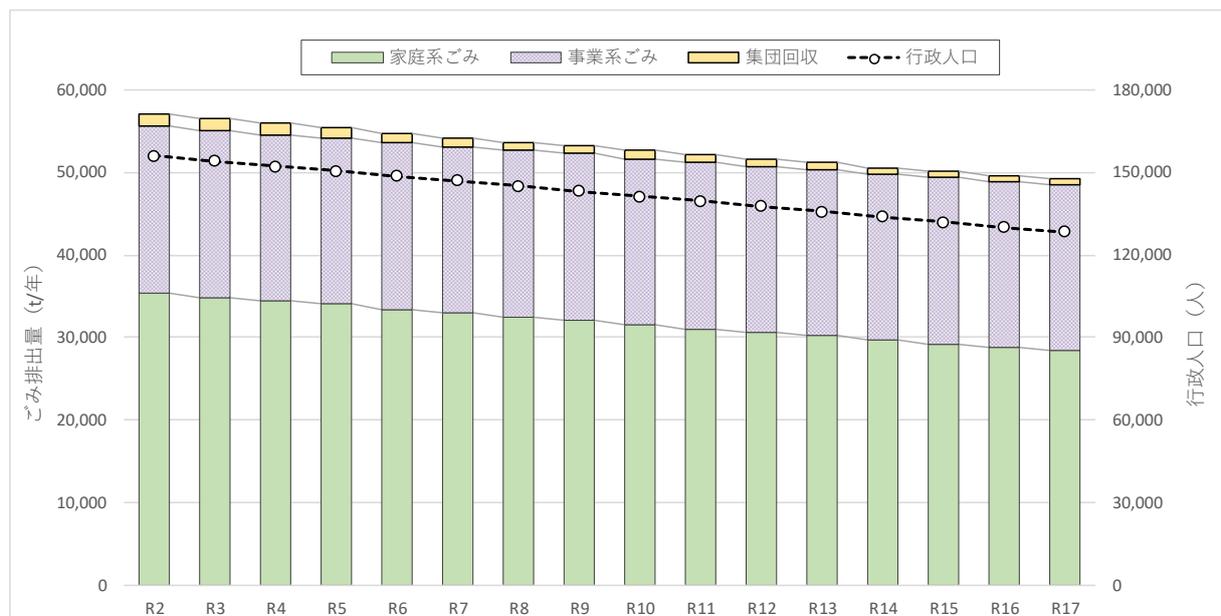


図 2-8 ごみの排出量の予測結果（現状推移）

## (2) ごみ減量等施策の実施を反映した予測結果

家庭系ごみ及び事業系ごみの予測結果を表 2-8 に示します。ごみ減量等施策の実施を反映した将来のごみ排出量は、令和元年度実績の 57,854t/年から令和 17 年度は 45,733t/年になると予測されます。現状推移ケースと比較して計画目標年次では、家庭系ごみは 5.1%、事業系ごみは 10.0%削減することとしています。

表 2-8 ごみ排出量の予測結果（施策実施）

	R1 実績	R17 推計 【計画目標年次】
人口（人）	157,644	128,256
家庭系ごみ（t/年）	36,086	26,954
事業系ごみ（t/年）	20,150	18,135
集団回収（t/年）	1,617	643
合計（t/年）	57,854	45,733

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

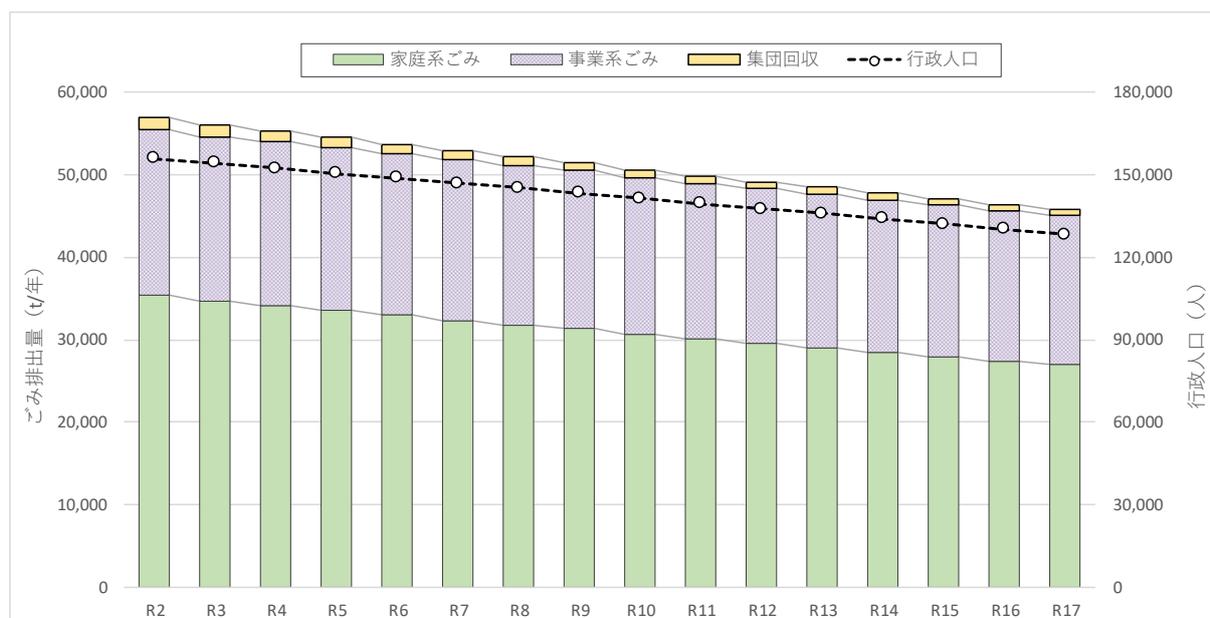


図 2-9 ごみ排出量の予測結果（施策実施）

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 1. ごみ処理の基本方針

本市ではバリクリーンを中心とした今治モデルのもと、持続可能な社会の形成を目指しています。そのためには、循環型社会はもちろん低炭素社会及び自然共生社会の形成についても推進していくことが求められています。

ごみを減らすことや適正な処理を行うことで、美しい今治の環境を保持することが必要です。市民・事業者・行政が協働し、今治の環境を現在から未来へつなぐことができるよう、ごみ処理の基本方針を以下のとおり定めることとします。

基本方針	取組内容
1 三位一体の取組により持続可能型社会の実現	➤ 今治モデルとして策定される本計画のもと、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で一体となり、市全体で取組を行うことにより、循環型社会の形成に加えて、低炭素社会、自然共生社会の実現を目指します。
2 リデュース、リユース、リサイクル（3R）への積極的な取組	➤ ごみの減量化を進めるために最も重要なことは、ごみの排出抑制に取り組むことであり、本市ではごみ減量施策を積極的に推進していきます。 ➤ 家庭で不用になったもののうち、リユース・リサイクルが可能なものについては、積極的にリユース・リサイクルを行い、ごみとして処理しなければならないものを減らします。また、再生資源の活用や再生品の利用促進により、効率的な資源循環を推進していきます。
3 ごみの適正処理	➤ ごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進により、処理しなければならないごみの量を削減した後、やむを得ず処理することとなったごみについて、適正な処理・処分を行っていきます。
4 事後評価の実施と継続的な改善	➤ 持続可能な社会実現のために目標値の達成状況を随時確認しながら、施策の評価と改善を行い、継続的に計画の見直しを行っていきます。

## 2. ごみ減量化等目標値の設定

計画目標年次におけるごみ減量化等の目標値を以下のように定めます。

	R1 実績値	R17 目標値
家庭系ごみ 1 人 1 日 当たりごみ排出量	1 人 1 日当たり 563 g/人・日	1 人 1 日当たり <b>500g/人・日</b>
総ごみ排出量	57,854 t/年	<b>21%削減</b> (約 45,700 t/年)
リサイクル率	15.6%	<b>16%以上</b>
最終処分量	4,343 t/年	<b>21%削減</b> (約 3,400 t/年)

### ■家庭系ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量

- 資源化物を除く家庭系ごみの 1 人 1 日当たりごみ排出量は令和元年度実績で 563g/人・日となっています。施策によるごみ減量の効果を見込まない場合、令和 17 年度においても 563g/人・日と一定のまま推移すると予測しています。
- 将来目標は国の基本方針に則り 500g/人・日とします。また、県内の同規模自治体においても 500g/人・日以下となっている自治体もあり、良い取組を参考にしながら達成を目指します。

### ■総ごみ排出量

- 家庭系ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量の減量及び事業系ごみの削減によって現状から 21%の削減を目指します。

表 3-1 ごみ排出量に係る目標値（予測値）

項目	令和元年度実績値	【計画目標年次】 令和 17 年度
家庭系ごみ排出量	36,086 t	26,954 t
事業系ごみ排出量	20,150 t	18,135 t
集団回収	1,617 t	643 t
総ごみ排出量*	57,854 t	45,733 t

\*四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

### ■リサイクル率

- 事業者の自主的な取組である店頭回収の活発化により本市の収集する資源物は減少し、現状のまま推移すると令和 17 年度にはリサイクル率が 12.5%まで減少する見込みです。
- 店頭回収は今後も積極的に取り組んでいくことを前提に、今後は紙類やプラスチック製容器包装といった、可燃ごみ中に含まれているリサイクル可能なものをしっかりと分別することにより、令和 17 年度にリサイクル率 16%を目指します。

### ■最終処分量

- ごみ減量等の各種施策を実施し、最終処分量を令和 17 年度において 21%の削減（令和元年度比）を目指します。

### 3. 目標達成に向けた基本方針

ごみの排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要となります。以下に施策の体系を示します。市民及び事業者が積極的にごみ減量化等に関する各種施策に取り組むことで持続可能な社会の実現を目指します。

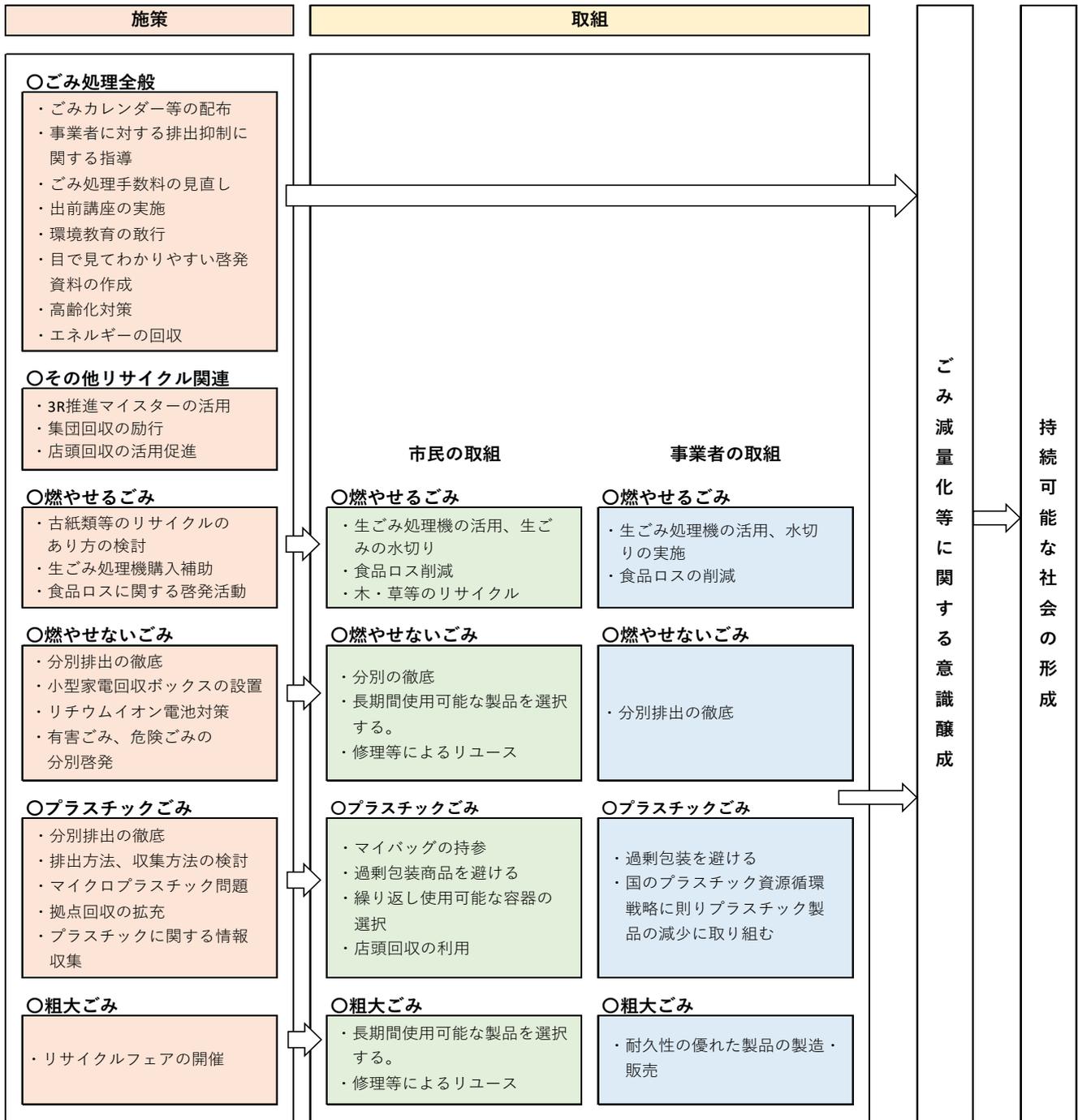


図 3-1 施策の体系

## 4. その他の計画

### (1) 環境美化活動の推進

清潔で快適なまちづくりのため、市民及び事業者の協力を得ながら、市民大清掃をはじめさまざまな環境美化活動が実施されています。今後も市民及び事業者と協働して美化活動を推進することとします。

### (2) 不適正処理の防止

野焼き等によるごみの焼却などの不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題です。啓発活動の実施により、市民・事業者への周知徹底を図り、不適正処理の防止に努めます。

### (3) 不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに巡回パトロールの実施など、監視・通報・処理体制及び関係機関との協力体制の強化を図ることとします。

### (4) 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市では、「今治市災害廃棄物処理計画」を平成 31 年 3 月に策定しており、災害廃棄物処理に係る基本的な方針及び平時から備えておくべき内容について計画しています。

災害廃棄物は一般廃棄物とされており、本市が主体的に処理を実行しなければなりません。ただし、被災の状況によって本市単独での処理が困難と判断される場合は、愛媛県の調整のもと、県内市町と連携して処理を実施していきます。

### (5) 気候変動適応策

近年、気温の上昇や、短期間集中豪雨、熱中症リスクの増加等、気候変動による影響が全国各地で現れています。このような気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する取組、いわゆる「適応策」が不可欠となってきており、廃棄物処理分野においてもこれまで以上に取組を推進する必要があります。

国では、平成 30 年 11 月に「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を策定し、地域の実情に応じた適応策を検討するよう定めています。併せて令和元年 12 月には廃棄物処理分野に関する適応策を検討するための実務的な手引きとして、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」が策定されました。同ガイドラインでは、ごみの排出、収集、中間処理、最終処分に関して適応策の例を示しています。本市ではガイドラインを参考に必要な取組について検討していきます。

### (6) 広域的な連携

緊急時等における対策として、より広域的な危機管理体制の連携・確立について検討することとします。